

菊川市ふるさと納税寄附金お礼の品募集規程

1 目的

菊川市ふるさと納税寄附金の促進、市の産業の振興を図ることを目的として、寄附者にお礼の品として贈呈する、商品やサービスを募集します。

2 提案事業者の要件

お礼の品提案事業者は、次に掲げる要件全てを満たしている企業等とします。

- (1) 菊川市内で、栽培、製造、加工、販売、サービス等を行っている、または、市の産業振興に資すると認められる者。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 取扱い代理店から受注後、速やかにお礼の品を発送できること。
- (4) 代表者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。

3 お礼の品の要件

- (1) お礼の品は、次に掲げる要件全てを満たしている商品等とします。

ア 市の産業振興につながる商品として相応しいものであること。

イ 配送に耐えうるものであること。

ウ 飲食物の場合は、寄附者に到着後、10日以上消費期限又は賞味期限が保証されるものであること。但し、生鮮食品等において、寄附者に到着後、10日以上消費期限又は賞味期限を保証することが困難な場合は、市担当者との協議の上、市長が決定することとする。

エ 各種法令を遵守しているものであること。

- (2) お礼の品の価格等

お礼の品の希望小売価格（商品代、消費税及び地方消費税相当額並びに梱包代を含み、送付費用を除く。）及び市の負担金は下表のとおりとします。

希望小売価格	市の負担金
2,500円以上	3,000円
4,000円以上	4,500円
5,500円以上	6,000円
7,000円以上	7,500円
8,500円以上	9,000円
11,500円以上	12,000円
14,500円以上	15,000円
17,500円以上	18,000円
20,500円以上	21,000円
23,500円以上	24,000円
26,500円以上	27,000円
29,500円以上	30,000円

32,500円以上	33,000円
35,500円以上	36,000円
38,500円以上	39,000円
41,500円以上	42,000円
44,500円以上	45,000円
47,500円以上	48,000円
50,500円以上	51,000円
53,500円以上	54,000円
56,500円以上	57,000円
59,500円以上	60,000円

4 お礼の品提供の手順

- (1) 寄附者は、市へ納税及びお礼の品の選択
- (2) 市は、取扱い代理店へ発注
- (3) 取扱い代理店は、お礼の品提供事業者へ発注
- (4) お礼の品提供事業者から寄附者へお礼の品の発送
- (5) お礼の品提供事業者から取扱い代理店へ請求書の送付
- (6) 取扱い代理店から市へ請求書の送付

5 お礼の品登録申請

お礼の品提案事業者は、別添の菊川市ふるさと納税寄附金お礼の品登録申請書に、お礼の品の写真を添付し、市に提出していただきます。

なお、審査において、市内に存する事業所について、在住状況及び市税等納付状況確認のため、在住に関する情報及び菊川市税等の納付状況に関する情報を確認します。

6 お礼の品の審査

市長は、お礼の品登録申請について内容を審査し、登録の可否を決定し、菊川市ふるさと納税お礼の品登録決定通知書又は不決定通知書によってお礼の品提案事業者に通知します。

なお、登録決定したお礼の品について、登録期間満了の2か月前までに何らの意思表示がないときは、登録期間を1年間更新するものとします。

7 お礼の品提供事業者の義務及び責務

- (1) 事業の実施において、この規程及び市長の指示に従うこと。
- (2) お礼の品を変更しないこと。
- (3) お礼の品の計画的な生産、製造及び適正な品質管理に努めること。
- (4) お礼の品の品質、流通、販売等において事故等が生じたときは、お礼の品提供事業者がその責任を負うこと。
- (5) 事故等が生じたときは、速やかに市長に報告し、適正に処理すること。

8 委託の禁止

- (1) お礼の品提供事業者は、この事業を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りでない。
- (2) お礼の品提供事業者は、この事業において自己の権利・義務を第三者に譲渡し、又は承継させないこと。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

9 個人情報取り扱い

お礼の品提供事業者は、受注の際に知り得た寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、お礼の品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはなりません。お礼の品提供事業者でなくなった後においても、同様とします。

10 市長の特認

この規程に定めるもののほか、ふるさと納税寄附金お礼の品募集に必要な事項は市長が別に定めます。

11 申込み・問合せ先

〒439-8650 菊川市堀之内 61 番地
菊川市役所 建設経済部 商工観光課 産業振興係 0537-35-0936

(附 則)

平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

平成29年3月1日から施行する。

(附 則)

平成29年11月1日から施行する。

(附 則)

平成30年8月1日から施行する。

(附 則)

令和元年7月1日から施行する。